

平成29年度における特定教育・保育施設等の国基準利用者負担(月額)(案)

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減
 - ◇ ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置をさらに拡充する。
 - ◇ 1号認定子どもの第3階層の上限額を16,100円から14,100円に軽減する。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

階層区分	利用者負担
① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円
③ 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 〔7,550円→3,000円〕
④ 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤ 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり

保育認定の子ども

(2号認定:満3歳以上)

(3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
② 市町村民税 非課税世帯 (～約270万円)	6,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	6,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	9,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	9,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円
③ 所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 〔7,750円→6,000円〕	16,300円 〔7,650円→6,000円〕	19,500円 〔9,250円→9,000円〕	19,300円 〔9,150円→9,000円〕
④ 所得割課税額 57,700円未満 〔77,101円未満〕 (～約360万円)	27,000円 〔13,500円→6,000円〕	26,600円 〔13,300円→6,000円〕	30,000円 〔15,000円→9,000円〕	29,600円 〔14,800円→9,000円〕
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満 (～約1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上 (約1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限あり

※1 〔〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 1号認定は小学3年生以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降は0円とする。